

2018年度

## ムラタ健保の保健事業

項目	内容	対象者			
		被保険者	被扶養者		
生活習慣病対策事業	定期健診	40歳以上の方に法で定められた「特定健診」とがん検診を会社の健診にあわせて実施します。ムラタ健保では35歳から実施し、メタボリックシンドロームにならない健康な身体づくりを支援しています。	○ 35~74歳	—	
	家族健診	「特定健診」とがん検診・婦人科検診を一度に受診できる被扶養者・任意継続者向けの健診です。対象者には案内冊子をご自宅へ送付します。	—	○ 30~74歳	
	特定保健指導	メタボリックシンドロームの改善を目指した生活習慣改善プログラムを提供します。「特定健診」の結果に基づき、対象者に直接ご案内します。35歳からを対象とし、脱メタボを早期から支援します。	○ 35~74歳	○ 40~74歳	
	重症化予防	生活習慣病の適切な受診・コントロールのための、受診相談・専門医紹介・医療機関手配などのサポートをします。	—	○ 30~74歳	
疾病予防事業	人間ドック補助	人間ドックの受診費用を、一定額まで補助します。	○ 30~74歳	○ 30~74歳	
	婦人科検診補助	乳がんや子宮頸がんなど女性特有の疾患の検診費用を一定額まで補助します。	○	—	
	歯科健診	全国の委託提携機関・歯科医院で虫歯や歯周病、歯垢・歯石のチェックなど基本健診を受けることができます。	○ 18~74歳	○ 18~74歳	
	郵送検診	自宅で受けられる郵送式の検査です。胃や大腸や前立腺をはじめとしたがん検診、歯周病のリスク検診など1項目500円の自己負担で受診できます。	○ 項目による対象年齢設定あり	○ 項目による対象年齢設定あり	
	インフルエンザ予防接種補助	インフルエンザのリスクを軽減するため、予防接種費用を一部補助します。12歳以下のお子さまは1年度内に2回まで補助します。	○	○	
	訪問健康相談事業	訪問健康相談員がご家庭を訪問し、被扶養者の健康不安を軽減させ、よりいきいきと生活していただくためのアドバイスや支援を行う事業サービスです。対象者には直接ご案内します。	—	○ 60~74歳	
	家庭常備薬斡旋	病気の予防やケガの処置に役立つ家庭用医薬品を、年2回斡旋します。	○	○	
	禁煙サポート「禁煙応援団」	家族や同僚の応援を受けて、禁煙にチャレンジ!3ヶ月間の禁煙チャレンジ期間終了後、禁煙外来等の禁煙チャレンジに要した費用の一部を補助します。	○	○	
	運動推進事業	KenCoM(ケンコム)	Webやアプリで利用登録するだけで、自分に合ったオススメの健康情報が得られたり、健康づくりの取組みに応じたポイントがゲットできます。 詳細は同封リーフレットを参照ください。	○	○ 19~74歳
		スポーツクラブ利用補助	イーウェルが提供する村田製作所社員限定サービスの「WELBOX」にてスポーツクラブの利用が可能です。(ムラタ健保組合は、会社を通じて年会費相当分の金額を拠出しています)	○	○
配布物・その他	情報紙の配布	健康特集・健保からのお役立ち情報などを掲載した「Fine」を春・秋の年2回ご自宅へお届けします。	○	○	
	新婚家庭書籍	結婚された方で「健保組合贈答図書送付先届」を提出された方に、書籍「生活習慣病にならないヘルシーおかず」をお届けします。	○	—	
	育児書籍	出産育児一時金を受給される方に、書籍「はじめての育児 生まれてから3才までの育児はこの1冊におまかせ!」をお届けします。(1人目のお子さまに限り)	○	—	
	ジェネリック医薬品利用促進通知	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減される方を対象に、どのくらい軽減されるかを算出したリストを送付します。	○	○	

※対象年齢は年度末(2019年3月31日現在)の年齢です



## 柔道整復師(接骨院・整骨院) 鍼灸師・マッサージにかかるとき

柔道整復師による施術には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。  
はり・きゅう・マッサージ等の施術を健康保険で受ける場合は、**医師の同意書または診断書**を提出する必要があります。

	保険が使える	保険が使えない
柔道整復師 (接骨院・整骨院)	<b>外傷性のケガなど原因のある痛み</b> ・急性または亜急性の打撲・ねんざ・肉離れ ・重い荷物で腰を痛めた ・日常生活やスポーツでの、骨折、脱臼 ※骨折、脱臼の場合は、応急手当を除き医師の同意が必要。	<b>病気(内科的疾患)や原因不明の痛み</b> ・日常生活における単なる疲労や肩こり・腰痛 ・病気によるコリや痛み(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等) ・医療機関で治療中のもの ・スポーツなどによる肉体的疲労改善のための施術 ・症状の改善が見られない長期の施術
鍼灸師・マッサージ	<b>はり・きゅう</b> ・リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症 ※上記疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば健康保険が使える場合もあります。	左記疾病であっても、病院や診療所などで同じ対象疾患を治療している場合、保険証は使えません
	<b>マッサージ</b> ・筋麻痺(筋肉が麻痺して自由に動けないような症状) ・関節拘縮(関節が硬くて動きが悪い症状) ※マッサージは傷病名でなく症状に対する施術となり、治療上マッサージが必要と認められれば健康保険の対象となります。	疲労回復や慰安目的のマッサージ

## 村田製作所健康保険組合から 皆さんへご挨拶

私たちは、被保険者(社員)と被扶養者(その家族)の健康づくり、疾病予防を図るため、厚生労働省の指導のもと「データヘルス計画」を策定し実践することで、皆さんの健康維持・増進に努めています。

村田製作所健康保険組合は、統合化の結果、現行の3倍以上となる、約6万5千人の被保険者と被扶養者を加入者とする健康保険組合となりますが、引き続き現行の保険料率を一定維持し、健全な健保財政の運営に努めてまいります。

そのために、会社と健康保険組合は、これまで以上にしっかりと連携し合って、皆さんの健康管理、健康増進事業を進めていきます。一方、同時に皆さんには、きちんと健診を受け、その事後指導や特定保健指導を受けていただき、必要な場合は早期治療などを行ない、健康な身体で仕事や家庭生活を続けられるよう、各自健康自律を切にお願いしたいと思っております。皆さんのご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

村田製作所健康保険組合 常務理事  
家治 忠弘